

「（仮称）伏見工業高等学校跡地事業」に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

令和6年2月2日に開催した京都市環境影響評価審査会での意見を踏まえ、答申案等の対応を以下の表のとおり取りまとめた。

環境要素等		審査会での主な意見	答申案
全体的事項	環境要素	○ 環境影響要因・環境要素関連表の選定理由について、京都市技術指針において、「配慮書案では、複数案で差があるものか、重大な影響があり得るものを選定すること」と規定されているため、両方とも記載すること。 ○ 一般の方が配慮書案を見られた際に、本事業により生じ得る影響が分かりにくいので、影響の有無や影響の程度が分かるように記載すること。	1 環境要素について、京都市技術指針に基づき抽出・設定するとともに、それらの要素について影響の程度を分かりやすく配慮書に記載すること。
大気質		○ 建設工事による粉塵や窒素酸化物について、複数案で差はないと記載されているが、「重大な影響はない」、あるいは「影響はない」と記載する必要がある。	（再掲）1 環境要素について、京都市技術指針に基づき抽出・設定するとともに、影響の程度を示すなど、選定理由について分かりやすく配慮書に記載すること。
水環境 地下水		○ 地下水について、工事中における重大な影響の有無も記載すること。 ○ 東高瀬川を親水的な空間として利用する場合は、東高瀬川への影響について評価すること。	（再掲）1 環境要素について、京都市技術指針に基づき抽出・設定するとともに、影響の程度を示すなど、選定理由について分かりやすく配慮書に記載すること。 2 東高瀬川について、影響の有無を配慮書に記載すること。

環境要素等	審査会での主な意見	答申案
土壌	○ 住宅地及び公園の土壌に汚染があれば、土壌汚染対策法に基づき対応するとともに、生活環境に影響がないよう適切に対応すること。	3 土壌汚染について、生活環境に影響がないよう十分に対応すること。
廃棄物・ 温室効果ガス 等	○ 太陽光パネルの設置から廃棄まで環境負荷を出さない循環経済型の施策やシステム、低炭素鋼材、低炭素コンクリートや木材などの低炭素建設資材の利用など、建築物のライフサイクルの視点から評価を行うこと。 ○ 温室効果ガス排出量について、従来の戸建住宅やマンションと比較した削減量やその根拠を具体的に記載し、当該事業を実施する意義を分かりやすく記載すること。 ○ 二酸化炭素排出量の算出について、エネルギー収支及び排出源（用途）別の排出量を記載すること。	4 温室効果ガス排出量については、材料調達から廃棄物処理までのライフサイクル的評価に努めるとともに、エネルギー収支や二酸化炭素排出源など、算定根拠を可能な限り配慮書に記載すること。

環境要素等		審査会での主な意見	答申案
		○ カーシェアリングや公園の運営など Well-being につながる統合的なグリーンインフラの街区について、更なるアイデアを可能な限り追記すること。 (再掲) ○ 温室効果ガス排出量について、従来の戸建住宅やマンションと比較した削減量やその根拠を具体的に記載し、当該事業を実施する意義を分かりやすく記載すること。 ○ 環境への負荷量というマイナス面だけでなく、ポジティブな面も配慮書に記載すること。 ○ 事業実施時点における最先端の技術や取組を柔軟に取り入れながら進めること。	5 本事業は国から選定された「脱炭素先行地域」における事業であることを十分に踏まえ、脱炭素に係る取組とその効果について、可能な限り配慮書に記載すること。また、事業実施時点における最先端の技術及び知見について、柔軟に導入するよう努めること。
その他	防災	○ 事業計画地は洪水浸水想定区域であり、非常に多くの方が住むことになるため、安全性に十分配慮すること。	6 多数の住民が住むことを念頭に、洪水浸水等の災害への対応に十分に配慮すること。
	交通	○ 事業計画地は住宅が密集しており、道路状況が良くないことから、工事車両の通行により交通状況が悪くならないよう可能な限り配慮すること。 ○ 供用後においては、カーシェアリングを促進するなど、車利用を抑制する工夫すること。	7 工事車両の通行により周辺の交通状況が悪化しないよう配慮するとともに、供用後においてもカーシェアリングの促進など車利用の抑制について適切に配慮すること。

環境要素等		審査会での主な意見	答申案
	その他	○ 京都市技術指針では、緑化の創出等が行われる場合、新たな指標の設定をすることが望ましい、となっており、開発公園の設置等、自然のふれあいの場の創出は新たな指標として記載すること。	(再掲) 1 環境要素について、京都市技術指針に基づき抽出・設定するとともに、影響の程度を示すなど、選定理由について分かりやすく配慮書に記載すること。 8 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。